



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



大町市キャラクター
おおまぴょん

松本糸魚川連絡道路ニュース Vol.61

地域を支える松本糸魚川連絡道路の整備

～長野県大町建設事務所と大町市役所より継続的に情報を発信します～

地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間の 道路計画についてのオープンハウス(※)を開催します

現在、長野県と大町市が進めている地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間の道路計画について、地域の皆さんに理解を深めていただくとともに、意見交換を行う場として、オープンハウスを開催します。

令和7年12月に開催した説明会資料のほか、これまでの説明内容のパネル展示などを行います。お気軽にお越しいただき、たくさんの意見をお寄せください。

※オープンハウスとは 公共事業に関する内容・進捗状況を一般市民に公開し、説明や意見交換を行うためのイベント

オープンハウス

- 日時 ▷ 2月22日(日)
▷ 2月23日(月)
▷ 2月24日(火)
午前10時～午後5時

※事前申し込み不要です。

※上記の時間内であればいつでも参加できます。

■会場 大町市役所 東庁舎2階 東大會議室



令和5年に実施したオープンハウス

オープンハウスの内容

- ▷ルート線やおおむねの道路構造、これまでの説明内容などをパネル展示し、検討内容についてお伝えします。また、道路計画の3次元モデルも準備しますので、さまざまな視点から完成イメージや景観への影響などが確認できます。
▷ご質問やご意見があれば、その場でスタッフにお尋ねください。
▷これまでの説明会に参加できなかった人や、説明会で発言できなかった人、なかなか説明を聞く機会がない人も、都合の良い時間に参加いただき、理解を深めていただきたいと考えています。
▷皆さんのご意見をお聞きするため、参加した人はアンケートにご協力を願いします。いただいたご意見などは後日ホームページで公表する予定です。

説明会資料などについては、大町建設事務所ホームページに掲載しています。

U R L (<https://www.pref.nagano.lg.jp/omachiken/shisaku/matuito1.html>)

その他、道路計画に関すること、用地取得や移転補償に関することなど、ご不明な点や心配な点があれば、大町建設事務所または大町市役所へお気軽に問い合わせください。



大町建設事務所
ホームページ

問い合わせ

- ▷大町建設事務所整備・建築課計画調査係 TEL23-6534(直通) Eメールomachiken-matsuito@pref.nagano.lg.jp
▷大町建設事務所用地課 TEL23-6540(直通) Eメールomachiken-yochi@pref.nagano.lg.jp
▷市建設課松糸道路担当 TEL固内線760 Eメールkensetsu@city.omachi.nagano.jp



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



大町市キャラクター
おおまぴょん

松本糸魚川連絡道路ニュース Vol.60

地域を支える松本糸魚川連絡道路の整備

～長野県大町建設事務所と大町市役所より継続的に情報を発信します～

地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間 道路計画に係る地区説明会を開催しました

令和7年12月8日(月)～18日(木)の日程で、地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間の道路計画に係る説明会を計8回開催しました。

今回の説明会では具体的なルート線や道路構造、道路に必要となる幅などについて説明を行い、3次元モデルによる完成イメージ図や景観への影響などについて確認いただきました。

完成イメージ図

現段階のイメージ図をお示ししています。
今後の検討状況により変更の可能性があります。



国道147号インターチェンジ付近



県道有明大町線インターチェンジ付近



県道槍ヶ岳線付近



県道扇沢大町線インターチェンジ付近

説明会資料や平面図などについては、大町建設事務所ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

U R L (<https://www.pref.nagano.lg.jp/omachiken/shisaku/matuito1.html>)

その他、道路計画に関するご質問、用地取得や移転補償など、ご不明な点や心配な点がありましたら、大町建設事務所または大町市役所へお気軽に問い合わせください。

■問い合わせ

- ▷ 大町建設事務所整備・建築課計画調査係 TEL23-6534(直通) Eメールomachiken-matsuito@pref.nagano.lg.jp
- ▷ 大町建設事務所用地課 TEL23-6540(直通) Eメールomachiken-yochi@pref.nagano.lg.jp
- ▷ 市建設課松糸道路担当 TEL固内線760 Eメールkensetsu@city.omachi.nagano.jp



大町建設事務所
ホームページ



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



大町市キャラクター
おおまびょん

松本糸魚川連絡道路ニュース Vol.59

地域を支える松本糸魚川連絡道路の整備

～長野県大町建設事務所と大町市役所より継続的に情報を発信します～

地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間 用地補償に係る心配ごとについてお答えします⑤

「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間については、昨年度現地の測量を行い、現在は具体的なルート線やおおむねの道路構造を検討しているところです。

■用地補償の流れ 詳細は県ホームページ「用地補償のあらまし」をご覧ください。

先月号でもお知らせしたとおり、一般的な用地補償は①事業説明、②測量・調査、
③補償額の算定、④契約内容の説明、⑤契約・登記・移転、⑥支払いの流れで進みます。



県ホームページ

先月号に引き続き、用地補償に係る心配ごとにお答えします

今回は「移転先の土地探しや、騒音・振動などの心配について」の疑問にお答えします。

Q 家屋が 移転対象となつても、 移転先の土地の当てが ありません。	A 原則ご自身で探していただきますが、 心配事などあればお問い合わせください。 移転先の土地については、場所や形状、価格など個々の事 情が異なるため、原則として地権者の皆さんに探していただ くことになります。ただし、同じ地区内に住みたい、どうやつ て探していくか分からない、といった要望や心配事もあると 思いますので、そういう場合は県大町建設事務所または大 町市役所へお問い合わせください。
Q 新しい道路ができると 騒音や振動が 心配です。	A 環境省が定める基準を満たすよう、対策を検討します。 県では、環境省が定める基準に基づき、事前に予測・評価 を行い、対策を検討します。例えば、高さ6m程度の盛土構 造になった場合、道路に近接する地域の屋内の騒音は60dB 程度と見込まれ、これは普通の会話や走行中の自動車内の音 と同程度です。騒音は道路との距離に応じて減っていき、防 護柵や構造物などがあると音が跳ね返ったり、回り込んだり する分、騒音も小さくなると考えられます。道路の構造が決 まり、予測・評価の結果が基準値を超える場合には、生活環 境への影響を抑えられるよう防音壁の設置や低騒音舗装を検 討するなど対策を講じていきます。

その他、ご不明な点や心配な点があれば、大町建設事務所または大町市役所へ
お気軽にお問い合わせください。

現在、道路の設計を進めており、今後開催する説明会において具体的なルート線や
おおむねの道路構造などを提示させていただく予定です。



大町建設事務所
ホームページ

■問い合わせ

- ▷ 大町建設事務所整備・建築課計画調査係 TEL23-6534(直通) Eメールomachiken-matsuito@pref.nagano.lg.jp
- ▷ 大町建設事務所用地課 TEL23-6540(直通) Eメールomachiken-yochi@pref.nagano.lg.jp
- ▷ 市建設課松糸道路担当 TEL固内線760 Eメールkensetsu@city.omachi.nagano.jp



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



大町市キャラクター
おおまびょん

松本糸魚川連絡道路ニュース Vol.58

地域を支える松本糸魚川連絡道路の整備

～長野県大町建設事務所と大町市役所より継続的に情報を発信します～

地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間 用地補償に係る心配ごとについてお答えします④

「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間については、昨年度現地の測量を行い、現在は具体的なルート線やおおむねの道路構造を検討しているところです。

■用地補償の流れ 詳細は県ホームページ「用地補償のあらまし」をご覧ください。

先月号でもお知らせしたとおり、一般的な用地補償は①事業説明、②測量・調査、③補償額の算定、④契約内容の説明、⑤契約・登記・移転、⑥支払いの流れで進みます。



県ホームページ

先月号に引き続き、用地補償に係る心配ごとにお答えします

今回は「補償金の契約・支払いおよび課税について」の疑問にお答えします。

	補償金の契約と支払いまでの流れはどうなるの？	1 契約	補償内容、建物などの移転や土地の引き渡し時期などについて同意の後、書面により契約を締結します。
	一般的には右のとおりです	2 補償金の支払い(前払い)	契約の締結後、必要な書類を提出すれば、補償金のうち、土地代金の3割以内、建物などの移転補償金の5割以内の金額の前払いを受けることができます。補償金は指定の口座に振り込みます。
	補償金は課税の対象になるの？	3 建物などの移転および土地の引き渡し	契約履行期限内に、建物、工作物、立木などを移転・撤去して更地になった土地を引き渡してください。
	5,000万円まで課税対象になりません。 ただし、一部課税対象となる場合もあります。		

次回は「代替地や騒音・振動などの心配について」を掲載予定です。その他、用地取得や移転補償などについて不明な点や心配な点があれば、大町建設事務所または大町市役所へお気軽にお問い合わせください。なお移転などが必要な場合には、地権者の皆さんのご希望に沿えるよう県と市で連携し取り組みます。

現在、道路の設計を進めており、令和7年の秋以降に関係地区において説明会を開催して具体的なルート線やおおむねの道路構造などを提示させていただく予定です。



大町建設事務所
ホームページ

■問い合わせ

- ▷ 大町建設事務所整備・建築課計画調査係 TEL23-6534(直通) Eメールomachiken-matsuito@pref.nagano.lg.jp
- ▷ 大町建設事務所用地課 TEL23-6540(直通) Eメールomachiken-yochi@pref.nagano.lg.jp
- ▷ 市建設課松糸道路担当 TEL固内線760 Eメールkensetsu@city.omachi.nagano.jp



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



大町市キャラクター
おおまびょん

松本糸魚川連絡道路ニュース Vol.57

地域を支える松本糸魚川連絡道路の整備

～長野県大町建設事務所と大町市役所より継続的に情報を発信します～

地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間 用地補償に係る心配ごとについてお答えします③

「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間については、昨年度現地の測量を行い、現在は具体的なルート線やおおむねの道路構造を検討しているところです。

■用地補償の流れ 詳細は県ホームページ「用地補償のあらまし」をご覧ください。

先月号でもお知らせしたとおり、一般的な用地補償は①事業説明、②測量・調査、③補償額の算定、④契約内容の説明、⑤契約・登記・移転、⑥支払いの流れで進みます。



県ホームページ

先月号に引き続き、用地補償に係る心配ごとにお答えします

今回は「建物移転に伴う諸経費の補償について」の疑問にお答えします。



引っ越しにかかる費用も
補償してもらえるの？

必要な費用を補償します。

家財道具や商品などの荷造りやその運搬に必要な費用の支払いを受けることができます。

建て替えの間、
仮住居に住む場合、
家賃などの補償はあるの？

必要な費用を補償します。

現地での建て替えなどで建物の移転工事期間中に仮住居が必要となる場合には、借家に必要な費用について支払いを受けることができます。

アパートなどの借家が
移転となった場合、
どんな補償が受けられるの？

同程度の借家を借りるのに必要な費用を補償します。

住んでいる借家が移転対象になり、引き続きそこに居住できなくなる場合には、現在の借家と同程度の別の借家を借りるために必要な費用や引っ越し費用について支払いを受けることができます。

移転により店舗営業が
できなくなる場合は、
どんな補償が受けられるの？

休業中(一定期間)の収益減や休業手当を補償します。

店舗や工場の移転により、販売や製造といった営業を一時休止する必要がある場合には、休業を必要とする一定期間の収益減や、従業員の休業手当などについて支払いを受けることができます。

次回は「契約・支払いや税金関係について」を掲載予定です。その他、用地取得や移転補償などについて不明な点や心配な点があれば、大町建設事務所または大町市役所へお気軽に問い合わせください。なお移転などが必要な場合には、地権者の皆さんのご希望に沿えるよう県と市で連携し取り組みます。

現在、道路の設計を進めており、令和7年の秋以降に関係地区において説明会を開催して具体的なルート線やおおむねの道路構造などを提示させていただく予定です。



大町建設事務所
ホームページ

■問い合わせ

- ▷ 大町建設事務所整備・建築課計画調査係 TEL23-6534(直通) Eメールomachiken-matsuito@pref.nagano.lg.jp
- ▷ 大町建設事務所用地課 TEL23-6540(直通) Eメールomachiken-yochi@pref.nagano.lg.jp
- ▷ 市建設課松糸道路担当 TEL固内線760 Eメールkensetsu@city.omachi.nagano.jp



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



大町市キャラクター
おおまびょん

松本糸魚川連絡道路ニュース Vol.56

地域を支える松本糸魚川連絡道路の整備

～長野県大町建設事務所と大町市役所より継続的に情報を発信します～

地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間 用地補償に係る心配ごとについてお答えします②

「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間については、昨年度現地の測量を行い、現在は具体的なルート線やおおむねの道路構造を検討しているところです。

■用地補償の流れ 詳細は県ホームページ「用地補償のあらまし」をご覧ください。

先月号でもお知らせしたとおり、一般的な用地補償は①事業説明、②測量・調査、③補償額の算定、④契約内容の説明、⑤契約・登記・移転、⑥支払いの流れで進みます。



県ホームページ

先月号に引き続き、用地補償に係る心配ごとにお答えします

今回は「建物などの補償について」の疑問にお答えします。



道路の整備予定地に住居がある場合、どんな補償が受けられるの？	土地と、別の場所への移転に必要な費用を補償します。 道路の整備に必要となる範囲の土地の補償のほか、現在お住まいの場所から別の場所に移転して生活を再開するために必要な費用を補償します。
移転に係る補償の対象は住居だけなの？	住居以外も対象になります。 移転に係る補償の対象は、住居以外にも倉庫、車庫、門、塀などの工作物のほか、庭木、果樹なども補償の対象になります。
移転に係る補償費はどうやって算定するの？	専門業者が詳細な調査を行い算定します。 移転に係る補償費は、県が委託する専門の調査会社が、建物や工作物の形状・寸法・材質、庭木や果樹は、種類・寸法・本数、建物の移転に伴って移動する必要のある家財道具などを詳細に調査した上で算定します。
住宅ローンが残っている場合はどうなるの？	お支払いする補償費に変動はありません。 住宅ローンが残っている場合でも、既存の建物に対して補償費を算定しますので、補償費に変わりはありません。 ただし、住宅ローンに対する補償はありませんので、住宅ローンが残っている場合は、お支払いする移転に係る補償費から返済手続きをしていただいた上で、移転などの準備を進めていただくことになります。

次回は「建物移転に伴う諸経費の補償について」を掲載予定です。その他、用地取得や移転補償などについて不明な点や心配な点があれば、大町建設事務所または大町市役所へお気軽に問い合わせください。なお移転などが必要な場合には、地権者の皆さんのご希望に沿えるよう県と市で連携し取り組みます。

現在、道路の設計を進めており、令和7年の秋以降に関係地区において説明会を開催して具体的なルート線やおおむねの道路構造などを提示させていただく予定です。



大町建設事務所
ホームページ

■問い合わせ

- ▷ 大町建設事務所整備・建築課計画調査係 TEL23-6534(直通) Eメールomachiken-matsuito@pref.nagano.lg.jp
- ▷ 大町建設事務所用地課 TEL23-6540(直通) Eメールomachiken-yochi@pref.nagano.lg.jp
- ▷ 市建設課松糸道路担当 TEL固内線760 Eメールkensetsu@city.omachi.nagano.jp



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



大町市キャラクター
おおまぴょん

松本糸魚川連絡道路ニュース Vol.55

地域を支える松本糸魚川連絡道路の整備

～長野県大町建設事務所と大町市役所より継続的に情報を発信します～

地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間 用地補償に係る心配ごとについてお答えします①

「松本糸魚川連絡道路」大町市街地区間の「幅の細いルート帯」については、令和6年1月に最適ルート帯として「Cルート帯」を発表しました。

その後、令和6年度中に現地の測量を行い、現在は具体的なルート線や、おおむねの道路構造を検討しているところです。測量着手の際の説明会などで、地域や地権者の皆さんからルート線に土地をお持ちの場合の用地補償費について、ご質問をいただきましたのでお答えします。

はじめに

県では松糸道路事業のほか、県民の皆さんのが安全で快適に暮らせるよう、さまざまな公共事業を行っています。これらの公共事業を行うに当たっては、皆さんの大切な土地をお譲りいただいたり、建物など物件の移転をお願いしたりしなければなりません。

こうした場合は、一般的に次の流れで手続きを行うことになります。

用地補償の流れ 県ホームページ「用地補償のあらまし」から引用



用地補償に係る心配ごとにお答えします

今回は「土地の補償について」の疑問にお答えします。



用地買収の対象になる面積は
どうやって決まるの？

A 詳細な設計後に確定します。

土地の補償（土地代金）の対象になる面積については、詳細な設計を行うことにより、道路として必要な用地の範囲が明確になり、土地の調査を行った上で用地買収面積が確定されます。



土地の調査ってどんなことをするの？

一筆ごと境界を確認し土地の測量を行います。

土地の調査は、県が取得させていただく土地の面積の確定と権利者の確定を目的に行い、土地所有者や隣接地の所有者の立ち会いのもと、一筆ごとに境界を確認いただいたうえで、土地の測量をさせていただきます。その後地権者の皆さんとの用地交渉が進み、了解が得られると契約となります。



土地の買収価格はどうやって決まるの？

実際の取引価格や公示価格、不動産鑑定評価額などを基準に、総合的に算定します。

用地を取得させていただく場合の土地の買収価格は近傍で実際に取引された価格、公示価格や不動産観点評価額などを基準として、土地の位置や形状などを総合的に判断して適正に算定します。地目、面積は土地登記簿に記載されているものではなく、現況、実測によりそれぞれ算出します。

今後のスケジュール

令和6年度から「事業準備段階」として現地の測量を実施し、具体的なルート線の検討を進めております。令和7年の秋以降に関係地区において説明会を開催して具体的なルート線やおおむねの道路構造などを提示させていただく予定です。

引き続き、県と市で連携して進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いします。



これまでに開催した説明会などの資料は次の市内の公共施設でも縦覧が可能です。

- ▷ 大町市役所(本庁舎1階受付閲覧コーナー)、各地区の公民館、大町図書館、
県大町合同庁舎(1階行政情報コーナー)

説明会などの資料は大町建設事務所のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/omachiken/shisaku/matujito1.html>

■問い合わせ

- ▷ 大町建設事務所整備・建築課計画調査係 Tel23-6534(直通)
E メールomachiken-matsuito@pref.nagano.lg.jp
 - ▷ 大町建設事務所用地課 Tel23-6540(直通)
E メールomachiken-yochi@pref.nagano.lg.jp
 - ▷ 市建設課計画係 Tel固内線760 E メールkensetsu@city.omachi.nagano.jp



大町建設事務所
ホームページ